

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
条例第 15 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 第 6 項の規定により、職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

（1）法第 55 条第 8 項に規定する適法な交渉を行う場合

（2）休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。